

広島県告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市甲奴町梶田字大岳五五九の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため